

Title	神戸市史 資料一
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1924
Jtitle	史学 Vol.3, No.2 (1924. 8) ,p.175(336)- 176(337)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19240800-0175

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

云ふのである。この祭神に就いては、これ迄各宮司が其の訂正を屢々其筋に請願して居るのである。鎮座の年は社傳に據れば、主神は慶雲三年・相殿の神は更に古く、御神體は凡て木像にして主神の御體は童形彩色、配祀二神は半身白木造といふ。社殿は現今完備し、殊に本殿は永正八年及び天正二年の兩炎上の後ち、永祿二年尼子晴久の再建したるものにして、其後數次の修補を加へられ、大正三年には特別保護建造物に指定せられたものである。

神階は貞觀十七年四月に正三位に陞り、爾後正一位に進みたりといひ、社格は貞觀六年八月初めて官社に列せられ、延喜制には名神大社となり、後世には一宮と稱し、明治四年六月國幣中社に列せられ、國人の崇敬厚き事は記す迄も無い。社領は近世にてば文祿四年浮田秀家、慶長六年小早川秀秋各拾石を寄進し、慶長九年領主森忠政は十石の社領、寛永十二年には森長繼亦拾石の社領を寄進して居る。然し元祿十年森氏の領地沒收となりてよりは藏米を以てこれに代へ、松平氏此地の領主となるに及んでは、僅に稟米拾五石に減少したのである。祭祀は近世に於ては、春祭、夏祭(根本祭)、御田植祭、秋祭、冬祭(御柱祭)を大祀とし、神鹿祭、七日祭、七日注連の如きものを小祀として行ひ、又九月九日の本宮攝末社の神輿渡御の神事は頗る盛觀を極めたと云ふも、殆んど廢絶に傾き、たゞ根本祭、御柱祭の如きものゝ昔日の餘影を保ち、現今にては却つて七社併合祭、和銅分國記念祭の如き臨時祭のみ益々盛大となるに至つた。奉幣は寛仁元年十月一代一度の大奉幣の事記録見るの外さしたる事なかりしが如く、祈請をしては永祿

十二年毛利元就九州出陣の節勝軍を祈願したる事がある。攝末社にありては、古來山上山下に一百十二神の末社ありと云ふも、永正八年炎上後荒廢し、これを本社内陣に勧請して、總神殿と稱し爾來復舊する事無く、現今にては國司神社以下五社を存するのみである。又本社の祠官は、もと神主、別當、神人、社人、荷前祭主、社僧等二百八十餘人に及んで居り、社僧は真應寺と稱し、社領の内二十石を領して居つたとの事である。

以上は當社の大要であるが、本書の神社研究者の好参考書たるは記す迄も無く、猶編者藤巻宮司の公務多端の折に、かく多くの書籍を涉獵し、史料を蒐集して公にせられたる勞は、謝すべきである。

(大正十三年正月三十日 武田勝藏)

神戸市史 資料一 (神戸市役所編纂發行)

本書は全三卷の第一卷にして中世及び近世の兵庫關係史料を収録したものにして、其の凡例中に左の如く記してある。

一本卷收むる中世及び近世の兵庫關係史料は大部分未刊に屬するものにして、近世史料に在りては文書のみを採録せり、古代の兵庫關係史料には既刊のもの多きが故に茲に収録せず。

本書は「中世の兵庫及び附近に關する資料(文書)」と「近世の兵庫及び附近に關する資料(文書)」との二に分かれ、前者中に収められるものは、即ち

看聞日記、康富記、教言卿記、滿濟准后日記、薩涼軒日錄、大乘院寺社雜事記、大乘院記錄、大乘院日記目錄、大乘院寺訴引付

日記、多聞院日記、鹿苑日錄、中世の兵庫に關する文書。次に後者の中に收められたるものは、徳川時代の資料にして即ち

植崎九八郎様御書上之寫、井上文書、桃木文書、工樂文書、綱屋由緒書、南條文書、鷹見文書、増田文書、北風七兵衛文書、南鐸銀拜借願書、神田文書、北風勝次郎文書、楠公碑堂關係文書、橋本文書

本書總頁數約六百にして、他の二卷完成の上は同地の關係資料のほゞ全部を蒐集せらるゝ事となる。實に學界の爲め敬賀すべきである。

(大正十三正月二十一日 武田勝藏)

島根縣史(島根縣史編纂)

島根縣史三は「國造政治時代」にして、其の凡例中に左の如く記してある。

本書に記述したる國造政治時代の時限は上神武帝の創業に切り下大化革新に至る間我縣の重要な史實を叙述せり蓋し國造政治時代なる名稱を用ひし所以は此期間は主として國造が地方政治の首腦者たる地位に在りたるを以てなり。

次に本書の目次を参考迄に掲ぐれば、

第一章神武天皇の創業、第二章出雲玉作部及其遺蹟、第三章皇位繼承の變、第四章崇神天皇の治、第五章垂仁朝に於ける出雲

第六章景行朝に於ける出雲、第七章成務朝期、第八章仲哀朝以後反正朝に於ける隱岐と出雲、第九章允恭朝以後推古朝の間、第

十章國造縣主稻置、第十一章屯倉、第十二章冰室、第十三章出雲族、第十四章出雲に於ける出雲族以外の諸氏族、第十五章出雲に於ける御名代部、第十六章出雲に於ける部曲、第十七章石見に於ける諸氏族の分布、第十八章石見に於ける御名代、第十九章石見に於ける屯田、第二十章石見に於ける部曲、第二十一章隱岐に於ける諸氏族の分布、第二十二章隱岐に於ける御名代、第二十三章隱岐に於ける品部及部曲、第二十四章氏族制度に於ける各階級の主從的統制

の二十四章にして章は各々節等に分かれ補遺を加れば其の頁數八一〇に達して居り、猶終に附圖十二を附して居る。本書の編纂は同史編纂委員野津左馬之助氏の擔任せられたるものである。

(大正十三年一月元旦 武田勝藏)

須須神社誌(須須神社發行)

須須神社(縣社)は石川縣珠洲郡三崎村大字寺家(能登半島東北端)に鎮座し、古來高座宮、金分宮の兩社を併稱し、又兩社を並べて高座金文兩宮或は金文高座兩宮と云ひ、又地名を冠して、須々權現、三崎大權現、三崎明神とも稱した式内社である。御祭神は、高座宮には天津彦々火瓊々杵尊、其相殿に美穗須々見命を金分宮には木花開耶姫命を、各奉祀して居り、崇神天皇の御宇に創建せられたと傳ふ。

本書は同社の沿革を詳述したる和裝(百〇九枚)の美本である

本書の卷初に高座宮社頭以下兩宮の社殿の寫眞五枚と、同社所藏